

商品概要説明書

J A農機ハウスローン

(2022年4月1日現在)

商品名	J A農機ハウスローン
ご利用いただける方	<p>【個人】（以下の条件をすべて満たす方とします。）</p> <ul style="list-style-type: none">○ 当J Aの組合員であり、農業を営んでいる方または農業に従事している方。○ お借入時の年齢が18歳以上であり、最終償還時の年齢が80歳未満の方。※ 最終償還時の年齢が76歳以上80歳未満の方は、農業後継者を連帯保証人とさせていただきます。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"><ul style="list-style-type: none">・ 農業後継者が以下の「経営者等」に該当するかどうかを確認させていただきます。<p>【法人の場合】</p><ul style="list-style-type: none">・ 経営者（法人の理事・取締役・執行役これらに準ずる方）・ 大株主（総株主の議決権の過半数を保有している方など）<p>【法人以外の場合】</p><ul style="list-style-type: none">・ 共同経営者（お借入される方と共同して事業を行う方）・ お借入される方の事業に実際に従事している配偶者の方<p>・ なお、農業後継者が「経営者等」に該当しない場合には、連帯保証人とさせて頂くにあたりまして、「保証意思宣明公正証書」が必要となる場合がございます。</p></div> <ul style="list-style-type: none">○ 前年度税込年収が150万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。○ 自己の住宅（家族名義を含む。）または借家等生活の本拠が定まっておき、原則として同一地区内の居住が1年以上の方。1年未満の場合は、自己住宅を所有している方。○ 新規の取得の場合、本ローンの借入金を当J Aから販売業者に全額振込が可能である方。○ 原則として兵庫県農業信用基金協会の保証が受けられる方。○ 信用状況に不安のない方。※ 信用状況に不安のない方とは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がなく、個人信用情報機関の情報において信用状況に不安のないことなどをいいます。○ その他当J Aが定める条件を満たしている方。 <p>【法人等】（以下の条件をすべて満たす方とします。）</p> <ul style="list-style-type: none">○ 当J Aの組合員であり、農業を営んでいる方または農業に従事している方。○ 原則として三期分の決算書の提出が可能で、かつ原則として直近決算期において繰越欠損金を有しない方。○ 設立後1年以上3年未満で創業赤字がある場合、当初事業計画と大幅な乖離がない方。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設立後1年未満の場合、役員・構成員（常勤役員）の前年度税込年収が150万円以上あること。 ○ 新規の取得の場合、本ローンのお借入金を当JAから販売業者に全額振込が可能である方。 原則として兵庫県農業信用基金協会の保証が受けられる方。 ○ 信用状況に不安のない方。 ※ 信用状況に不安のないとは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がなく、個人信用情報機関の情報において信用状況に不安のないことなどをいいます。 ○ その他当JAが定める条件を満たしている方。
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農機具の購入（中古農機を含む）、点検・修理、車検、購入に付帯する諸費用、保険掛金に必要なご資金、および他金融機関の農機具ローンのお借換資金。 ○ パイプハウス等資材、建設費用。 ○ 発電・蓄電設備の取得資金 ○ 格納庫建設資金。
借入金額	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1,800万円以内かつ、所要額以内とします。 ※ 本ローンを複数回ご利用いただく場合、残高合計が1,800万円を超えることはできません。
借入期間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として1年以上10年以内とします。 ○ 他金融機関からのお借換えの場合は、当初借入期間の残存期間以内とします。
借入利率	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当JA所定の利率といたします。詳細については、当JAの融資窓口にお問い合わせください。
借入方式	<ul style="list-style-type: none"> ○ 証書借入とします。
返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 元金均等返済（毎月、一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法）もしくは元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済・年1回返済・年2回返済・特定月増額返済（毎月返済に加え、6か月ごとの特定月に増額して返済する方法）のいずれかをご選択いただけます。 ○ 返済日はあらかじめ当JAが定めた特定の日といたします。 ○ 一部繰上返済および全額繰上返済は任意の日（信用事業の休業日を除く。）に出来ます。
担保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として、担保は不要です。
保証	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として兵庫県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。 ○ 法人の方は、代表者を連帯保証人とします。 ○ 法人の方以外でも、連帯保証人を求める場合があります。 ○ 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場合がございます。 ○ 連帯保証人を設定させて頂く場合には、連帯保証人とさせて頂く方が以下の「経営者等」に該当するかどうかを確認させていただきます。 【法人の場合】

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者（法人の理事・取締役・執行役これらに準ずる方） ・ 大株主（総株主の議決権の過半数を保有している方など） <p>【法人以外の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共同経営者（お借入される方と共同して事業を行う方） ・ お借入される方の事業に実際に従事している配偶者の方 <p>○ 「経営者等」に該当しない場合は、連帯保証人とさせて頂くにあたりまして、公証役場の公証人が作成する「保証意思宣明公正証書」が必要となります。なお、「保証意思宣明公正証書」につきましては、保証契約を締結する前の1か月以内に作成されたものに限ります。</p>
保証料	<p>○ 一括前払い・分割払いのいずれかをご選択いただけます。</p> <p>① 一括前払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。</p> <p>② 分割払い 約定返済日の元金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。</p>
手数料	<p>○ ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は、5,500円の条件変更手数料（消費税等含む）が必要です。</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA各支店または本店金融課(電話：078-934-5800)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA本店金融課またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>兵庫県弁護士会（電話：078-341-8227） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 （以上の弁護士会には直接お申し出いただくことも可能です。上記当JA本店金融課またはJAバンク相談所にお問い合わせください。）</p> <p>※ 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。

	<p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ お申込みに際しては、当 J A、および原則として兵庫県農業信用基金協会において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。 ○ 現在のお借入利率やご返済額の試算、保証意思宣明公正証書の必要有無の確認および取得方法等については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。

J A あかし

商品概要説明書

アグリスーパー資金

(2021年9月1日現在)

商品名	アグリスーパー資金
ご利用いただける方	<p>【個人】 (以下の条件をすべて満たす方とします。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当 J A の組合員の方。 ○ 農業を営まれている方または農業に従事されている方。 ○ 水田・畑作経営所得安定対策の対象者となる認定農業者の方。 ○ 原則として兵庫県農業信用基金協会の保証が受けられる方。 ○ 信用状況に不安のない方。 <p>※ 信用状況に不安のないとは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がなく、個人信用情報機関の情報において信用状況に不安のないことなどをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ その他当 J A が定める条件を満たしている方。 <p>【法人等】 (以下の条件をすべて満たす方とします。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当 J A の組合員の方。 ○ 農業を営まれている方または農業に従事されている方。 ○ 水田・畑作経営所得安定対策の対象者となる認定農業者および特定農業法人・特定農業団体・特定農業団体と同様の要件を満たす方。 ○ 原則として三期分の決算書の提出が可能であり、かつ原則直近決算で繰越欠損金を有しない方。 ○ 設立後 1 年以上 3 年未満の法人等で創業赤字の場合、当初事業計画と大幅な乖離がない方。 ○ 設立後 1 年未満の法人等である場合、役員・構成員（常勤役員）の前年度税込年数が 150 万円以上である方。 ○ 原則として兵庫県農業信用基金協会の保証が受けられる方。 ○ 信用状況に不安のない方。 <p>※ 信用状況に不安のないとは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がなく、個人信用情報機関の情報において信用状況に不安のないことなどをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	<p>【個人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業生産に直結する運転資金。 <p>【法人等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業経営に必要な運転資金。 <p>※ 負債性資金の借換え対応は行いません。</p>
借入金額	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水田・畑作経営所得安定対策にかかる過去の生産実績に基づき支払われる交付金相当額および対象品目の販売代金相当額のうち J A 口座にご入金される金額の範囲内とし

	ます。
借入期間	○ 1年以内とします。
借入利率	○ J A所定の利率といたします。詳細については、当 J Aの融資窓口にお問い合わせください。
借入方式	○ 当座借越（貯金型）とします。
返済方法	○ 指定された貯金口座にご入金された資金（農産物販売代金、水田・畑作経営所得安定対策交付金など）は、借越金残高がなくなるまで自動的にご返済に充当します。
担保	○ 原則として、担保は不要です。
保証	<p>○ 原則として兵庫県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。</p> <p>○ 法人の方は、代表者を連帯保証人とします。</p> <p>○ 法人の方以外でも、連帯保証人を求める場合があります。</p> <p>○ 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場合がございます。</p> <p>○ 連帯保証人を設定させて頂く場合には、連帯保証人とさせて頂く方が以下の「経営者等」に該当するかどうかを確認させていただきます。</p> <p>【法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営者（法人の理事・取締役・執行役これらに準ずる方） ・大株主（総株主の議決権の過半数を保有している方など） <p>【法人以外の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同経営者（お借入される方と共同して事業を行う方） ・お借入される方の事業に実際に従事している配偶者の方 <p>○ 「経営者等」に該当しない場合は、連帯保証人とさせて頂くにあたりまして、公証役場の公証人が作成する「保証意思宣明公正証書」が必要となります。なお、「保証意思宣明公正証書」につきましては、保証契約を締結する前の1か月以内に作成されたものに限ります。</p>
保証料	<p>○ 分割払い</p> <p>利息決算日にあわせ、保証料をお支払いいただきます。</p> <p>なお、保証料率は年0.48%です。</p>
手数料	○ お借入期間中において、極度額等を変更される場合は、5,500円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○ 苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A各支店または本店金融課（電話：078-934-5800）にお申し出ください。当 J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○ 紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上</p>

	<p>記当 J A本店金融課または J Aバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>兵庫県弁護士会（電話：078-341-8227） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 （以上の弁護士会には直接お申立ていただくことも可能です。上記当 J A本店金融課または J Aバンク相談所にお問い合わせください。）</p> <p>※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ お申込みに際しては、当 J A、および原則として兵庫県農業信用基金協会において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。 ○ 現在のお借入利率やご返済額の試算、保証意思宣明公正証書の必要有無の確認および取得方法等については、当 J Aの融資窓口までお問い合わせください。

J Aあかし

商品概要説明書

アグリマイティー資金

(2022年4月1日現在)

商品名	アグリマイティー資金
ご利用いただける方	<p>以下の条件をすべて満たす方とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当JAの組合員の方、もしくはJAが定めた農業者等の方。農業者等には次の条件を満たす農業者等の方を含みます。 <ul style="list-style-type: none"> ① 農業者が主たる構成員となっている法人格を有しない農業を営まれる任意団体であって、次の要件をすべて満たされる方（以下「集落営農組織」といいます。）。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 代表者、代表権の範囲、団体の目的・構成員の資格等を定めた規約を有すること。 (b) 一元的に経理を行っていること。 (c) 原則として5年以内に農業生産法人に組織変更する旨の目標を有していること。 (d) 農用地の利用の集積の目標を定めていること。 (e) 主たる従業者が目標農業所得額を定めていること。 ※ (a)～(e)は「特定農業団体」および「経営所得安定対策等大綱」（平成17年10月農水省）で定められた「特定農業団体と同様の要件を満たす組織」の要件。ただし、水田作および畑作に係る農業経営以外の場合には、法人に組織変更する旨の目標を有していることとし、農用地の利用の集積の目標を定めていることを要しないものとします。 ② 集落営農組織が法人化するときその構成員になろうとする方。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として兵庫県農業信用基金協会の保証が受けられる方。 ○ 信用状況に不安のない方。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 信用状況に不安のないとは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がなく、個人信用情報機関の情報において信用状況に不安のないことなどをいいます。 ○ その他当JAが定める条件を満たしている方。
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業生産に直結する設備資金・運転資金。 ○ 農産物の加工・流通・販売に関する設備資金・運転資金。 ○ 地域の活性化・振興を支援するための設備資金・運転資金。 ○ 再生可能エネルギー利用の取組を支援するための発電・蓄電設備取得資金 ※ 本資金は、負債整理および生活関連事業は対象とせず、当JAでお借入れの既往資金の借換えも行いません。 ※ 借換え資金は、以下の場合が対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> ① 借換え対象農機具および施設等の現物が残存している場合に限られます。 ② 長期資金の借換えの場合の貸付限度額は、残債の範囲内に限られます。 ※ 再生可能エネルギー利用の取組みを支援するための発電・蓄電設備取得資金については、以下の事業は対象となりません。 <ul style="list-style-type: none"> ① 地域の農業生産の縮小を招くような事業 ② 土地・建物等の資産を賃借して行う事業

借入金額	<p>○ 個人の場合 5、000 万円以内、法人・団体の場合 1 億円以内とし、所要額以内とします。</p> <p>※ 再生可能エネルギー利用の取組みを支援するための発電・蓄電設備取得資金については、借入金額合計の上限は個人の場合 5、000 万円、法人・団体の場合 1 億円となります。</p>
借入期間	○ 原則 17 年以内（うち据置期間 3 年以内）。
借入利率	○ 当 J A 所定の利率といたします。詳細については、当 J A の融資窓口にお問い合わせください。
借入方式	○ 証書借入とします。
返済方法	<p>【長期資金】</p> <p>○ 元金均等（毎月、一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法）または元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済・年 1 回返済・年 2 回返済・特定月増額返済（毎月返済に加え、6 か月ごとの特定月に増額して返済する方法）のいずれかをご選択いただけます。</p> <p>【短期資金】</p> <p>○ 元金均等、元利均等および期日一括返済。</p> <p>※ 元金均等、元利均等については、上記【長期資金】の説明をご覧ください。</p>
担保	○ 必要に応じて、担保を提供していただく場合があります。
保証	<p>○ 原則として兵庫県農業信用基金協会の保証をご利用いただけます。</p> <p>○ 法人の方は、代表者を連帯保証人とします。</p> <p>○ 法人の方以外でも、連帯保証人を求める場合があります。</p> <p>○ 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場合がございます。</p> <p>○ 連帯保証人を設定させて頂く場合には、連帯保証人とさせて頂く方が以下の「経営者等」に該当するかどうかを確認させていただきます。</p> <p>【法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者（法人の理事・取締役・執行役これらに準ずる方） ・ 大株主（総株主の議決権の過半数を保有している方など） <p>【法人以外の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共同経営者（お借入される方と共同して事業を行う方） ・ お借入される方の事業に実際に従事している配偶者の方 <p>○ 「経営者等」に該当しない場合は、連帯保証人とさせて頂くにあたりまして、公証役場の公証人が作成する「保証意思宣明公正証書」が必要となります。なお、「保証意思宣明公正証書」につきましては、保証契約を締結する前の 1 か月以内に作成されたものに限ります。</p>
保証料	<p>○ 一括前払い・分割払いのいずれかをご選択いただけます。</p> <p>① 一括前払い</p> <p>ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。</p>

	<p>② 分割払い 約定期間の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。</p>
手数料	<p>○ ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は、5,500円の条件変更手数料（消費税等含む）が必要です。</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA各支店または本店金融課(電話：078-934-5800)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 上記当JA本店金融課またはJAバンク相談所にお申し出ください。 兵庫県弁護士会（電話：078-341-8227） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 （以上の弁護士会には直接お申立ていただくことも可能です。上記当JA本店金融課またはJAバンク相談所にお問い合わせください。） ※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。 具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>
その他	<p>○ お申込みに際しては、当JA、および原則として兵庫県農業信用基金協会において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。</p> <p>○ 現在のお借入利率やご返済額の試算、保証意思宣明公正証書の必要有無の確認および取得方法等については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</p>

J Aあかし

商品概要説明書

J A 交付金等つなぎ資金

(2021 年 9 月 1 日現在)

商品名	J A 交付金等つなぎ資金
ご利用いただける方	<p>【個人】以下の条件をすべて満たす方とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当 J A の組合員の方。 ○ 農業を営まれている方または農業に従事されている方。 ○ 交付金等の対象であることが明らかな方。 ○ 信用状況に不安のない方。 <p>※ 信用状況に不安のないとは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がなく、かつ兵庫県農業信用基金協会の求償債務者でないことなどをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ その他当 J A が定める条件を満たしている方。 <p>【法人等】以下の条件をすべて満たす法人等とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当 J A の組合員である法人等。 ○ 農業を営まれている法人等または農業に従事されている法人等。 ○ 交付金等の対象であることが明らかな法人等。 ○ 原則として三期分の決算書等の提出が可能であり、かつ直近で交付金等の対象となる農産物の生産実績がある法人等。 ○ 設立後 1 年以上 3 年未満の法人等で操業赤字の場合、当初事業計画と大幅な乖離がない法人等。 ○ 設立後 1 年未満の法人・任意団体の場合、役員・構成員（常勤役員）の前年度年収が 150 万円以上である法人等。 ○ 信用状況に不安のない法人等。 <p>※ 信用状況に不安のないとは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がなく、かつ兵庫県農業信用基金協会の求償債務者でないことなどをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業経営に必要な設備・運転資金で国等の行政による各種交付金等受領までのつなぎ資金 <p>※ 生活資金は対象外。負債性資金の借換対応は行いません。</p>
借入金額	○ 支払われる交付金等相当額のうち J A 口座にご入金される金額の範囲内とします。
借入期間	○ 1 年以内とします。
借入利率	○ 当 J A 所定の利率といたします。詳細については、当 J A の融資窓口にお問い合わせください。
借入方式	○ 証書貸付とします。
返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 期日一括返済とします。 ○ 一部繰上返済、全額繰上返済は、任意の日に行えます。

担保	<p>○ 原則として、担保は不要です。</p>
保証	<p>○ 法人の方は、必要に応じて代表者を連帯保証人とします。</p> <p>○ 法人の方以外でも、連帯保証人を求める場合があります。</p> <p>○ 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場合がございます。</p> <p>○ 連帯保証人を設定させて頂く場合には、連帯保証人とさせて頂く方が以下の「経営者等」に該当するかどうかを確認させていただきます。</p> <p>【法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者（法人の理事・取締役・執行役これらに準ずる方） ・ 大株主（総株主の議決権の過半数を保有している方など） <p>【法人以外の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共同経営者（お借入される方と共同して事業を行う方） ・ お借入される方の事業に実際に従事している配偶者の方 <p>○ 「経営者等」に該当しない場合は、連帯保証人とさせて頂くにあたりまして、公証役場の公証人が作成する「保証意思宣明公正証書」が必要となります。なお、「保証意思宣明公正証書」につきましては、保証契約を締結する前の 1 か月以内に作成されたものに限りま。</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○ 苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 各支店または本店金融課(電話：078-934-5800)にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○ 紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A本店金融課または J Aバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>兵庫県弁護士会（電話：078-341-8227） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会</p> <p>（以上の弁護士会には直接お申立ていただくことも可能です。上記当 J A本店金融課または J Aバンク相談所にお問い合わせください。）</p> <p>※ 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。</p>

	<p>せん。具体的内容は上記 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ お申込みに際しては、当 J Aにおいて所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。 ○ 現在のお借入利率やご返済額の試算、保証意思宣明公正証書の必要有無の確認および取得方法等については、当 J Aの融資窓口までお問い合わせください。

J Aあかし

商品概要説明書

J A新規就農応援資金

(2022年4月1日現在)

商品名	J A新規就農応援資金
ご利用いただける方	<p>以下の条件をすべて満たす方とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当J Aの組合員の方、または、組合員となるが見込まれる農業者等の方。 ○ 新規就農者の方。新規就農者には以下の方を含みます。 <ul style="list-style-type: none"> ① 就農開始5年目までの方。 ② 新規就農者は、地域農業戦略（「地域営農ビジョン」において担い手経営体と位置づけられる方、または、担い手経営体と位置づけられるが見込まれる方）などを踏まえ、地元関係機関の支援が得られる方。 ③ 個人(一戸一法人を含む)。 ④ 原則として農家後継者の方は対象外となります。ただし、独立経営や新たな営農部門を開始する場合など、営農基盤を承継しない方は対象となります。 ○ 貸付年齢は、55歳未満となります。 ○ 原則として兵庫県農業信用基金協会の保証が受けられる方。 ○ 信用状況に不安のない方。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 信用状況に不安のないとは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がなく、個人信用情報機関の情報において信用状況に不安のないことなどをいいます。 ○ その他当J Aが定める条件を満たしている方。
資金使途	<p>農業経営にかかる設備・運転資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 生活資金は対象外となります。ただし、前所有者の経営を居抜き住居付で承継する場合は、居抜き住居取得資金を農業経営にかかる設備・運転資金に含めて取扱うことも可能です。
借入金額	<ul style="list-style-type: none"> ○ 700万円以内とし、所要額以内とします。 ※ 運転資金は200万円以内とします。
借入期間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 12年以内（うち据置期間3年以内）とします。 ※ 運転資金は1年以内とします。
借入利率	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当J A所定の利率といたします。詳細については、当J Aの融資窓口にお問い合わせください。
借入方式	<ul style="list-style-type: none"> ○ 証書借入とします。
返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 元金均等（毎月、一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法）もしくは元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済・年1回返済・年2回返済・特定月増額返済（毎月返済に加え、6か月ごとの特定月に増額して返済する方法）のいずれかをご選択いただけます。 ○ 返済日はあらかじめ当J Aが定めた特定の日とします。 ○ 一部繰上返済および全額繰上返済は任意の日（信用事業の休業日を除く。）に出来ます。

担保	○ 担保は必要に応じて設定させていただくことができます。
保証	<p>○ 原則として兵庫県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。</p> <p>○ 法人の方は、代表者を連帯保証人とします。</p> <p>○ 法人の方以外でも、連帯保証人を求める場合があります。</p> <p>○ 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場合がございます。</p> <p>○ 連帯保証人を設定させて頂く場合には、連帯保証人とさせて頂く方が以下の「経営者等」に該当するかどうかを確認させていただきます。</p> <p>【法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者（法人の理事・取締役・執行役これらに準ずる方） ・ 大株主（総株主の議決権の過半数を保有している方など） <p>【法人以外の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共同経営者（お借入される方と共同して事業を行う方） ・ お借入される方の事業に実際に従事している配偶者の方 <p>○ 「経営者等」に該当しない場合は、連帯保証人とさせて頂くにあたりまして、公証役場の公証人が作成する「保証意思宣明公正証書」が必要となります。なお、「保証意思宣明公正証書」につきましては、保証契約を締結する前の 1 か月以内に作成されたものに限りです。</p>
保証料	<p>○ 一括前払い</p> <p>ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。</p>
手数料	<p>○ ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は、5,500 円の条件変更手数料（消費税等含む）が必要です。</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○ 苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合各支店または本店金融課(電話：078-934-5800)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○ 紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA本店金融課またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>兵庫県弁護士会（電話：078-341-8227） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会</p> <p>（以上の弁護士会には直接お申立ていただくことも可能です。上記当JA本店金融課</p>

	<p>またはJ Aバンク相談所にお問い合わせください。)</p> <p>※ 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ お申込みに際しては、当J A、および原則として兵庫県農業信用基金協会において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。 ○ 現在のお借入利率やご返済額の試算、保証意思宣明公正証書の必要有無の確認および取得方法等については、当J Aの融資窓口までお問い合わせください。

J Aあかし